

委員 長 報 告 書

さる 9 月 12 日の本会議において、本委員会に付託された

請願第 10 号 区や自治会が特定の候補者を推薦することの禁止を求め
る請願について

請願第 11 号 消費税増税中止に関する意見書提出を求める請願につい
て

を審査するため、9 月 13 日委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第 10
号は賛成者がなく、請願第 11 号は賛成少数で、いずれも不採択とすべきも
のと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 10 号の主旨は、憲法で自由意志による投票と表現の自由が保障さ
れている中、区・自治会が特定候補者を推薦すれば、その構成員である住
民は当該候補者の応援に駆り出される。地域での日常生活を考えれば、他
候補者を応援したくても区・自治会が推薦する候補者に投票せざるを得な
くなる可能性が少なくないことから、一人ひとりの選挙の自由を守るため
に、区・自治会による特定候補者の推薦の禁止を求めるものである。

紹介議員に対し、他の団体による推薦と区・自治会による推薦の違いに
ついて ただしがあり、市から行政事務委託を受けるなど公的性格が強い
区・自治会が特定候補者を推薦することは、他の団体による推薦とは社会
通念上大きな違いがある との答弁がありました。

どのような方法で区・自治会による推薦を禁止するのか とのただしが
あり、具体的な方法は議会で検討いただきたいが、議員が自粛、条例で禁
止、市による指導などが考えられる との答弁がありました。

上位法である公職選挙法で区・自治会による推薦の禁止が規定されてい
ない中、市が独自に規制することはできるか とのただしがあり、本請願
の趣旨は、公職選挙法に反するものではなく、同法第 1 条に定める法律の
目的をより充実させるために必要な措置である との答弁がありました。

当局に対し、区・自治会が特定候補者を推薦することにより、住民の自

由意志による投票を阻害しているとの状況は把握しているか とのただしがあり、区・自治会は任意団体で、また、立候補する際に推薦書は必要ないため、そのような状況は把握していない との答弁がありました。

区・自治会による推薦を禁止することは法に抵触しないか とのただしがあり、法への抵触については、市選挙管理委員会が判断できる立場になく、司法が判断することになる。市選挙管理委員会としては、任意団体の取り扱いとなり、そこまで規制するものではないと考えている との答弁がありました。

請願第 11 号の主旨は、消費税の増税について、各種世論調査で多くの国民が中止を求め、長引くデフレ経済下での実施は景気をさらに悪化させ、また、逆進性や価格に転嫁できない中小企業の「損税」など根本的欠陥に対策がないことから、政府及び関係機関に対し、消費税増税中止に関する意見書の提出を求めるものである。

紹介議員に対し、消費税の価格への転嫁については改善されていないのか とのただしがあり、消費税転嫁対策特別措置法が施行されたものの、元請け・下請けなど業者の力関係により、確実に価格に転嫁できていない実態がある との答弁がありました。

今後も社会保障費が増え続ける中、財政状況の改善のため消費税増税は必要ではないか とのただしがあり、1997 年に消費税が 2 % 増税された際、消費税収は増加したが、大不況による他税収の落ち込みに加え、景気対策として法人税・所得税の減税や大型公共事業を実施したことで、国と地方の長期債務残高は逆に増加した。今回の増税に関しても同様の議論が出ており財政状況が改善されるとは考えていない との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、増税により、市財政において歳入増よりも歳出増が上回ると予想されること、中小・零細企業の倒産の増加、市民生活への影響を考えれば、増税は中止すべきである。消費税増税に代わる財源は、所得税の累進課税の見直し、大企業の内部留保を活用した給与改善による景気回復、不公平税制の改善等で確保できると考え、消費税増税の中止に関する意見書提出を求める本請願を採択することに賛成する との討論がありました。